

【民法】

問題1 以下の小問1から小問3の各問につき、解答しなさい。

小問1 消滅時効の援用権者に、債務者、保証人、物上保証人、第三取得者、後順位抵当権者の各人が含まれるかについて、判例が採る援用権者の定義を示した上で、簡潔に論じなさい。

小問2 A（90歳・男性）が老衰のため死亡し、Aの長男Bと次男Cが共同相続した。Aは自己所有の甲土地を有していたところ、Bが、自ら甲土地を単独で相続することになった旨の遺産分割協議書を偽造して、これを登記原因証明情報とした上で、甲土地についてBへの単独所有とする登記を経由した。その後直ちに、BはDに甲土地を売却し、Dへの移転登記も経由した。この場合、CはDに対し、どのような請求をすることになるか。判例に従い、その法的根拠と合わせて述べなさい。

小問3 F（92歳・男性）が老衰のため死亡し、Fの長女Gと次女Hが共同相続したが、死亡後5年経過して、遺産分割協議がなされ、Fの所有していた乙土地をFと同居してきたGの所有とすることとなった。Gは協議が済んでも何かと忙しかったので、登記のことまで気が回らなかったが、3ヶ月経過して落ち着いてきたので、乙土地の登記について移転登記の手続きをしようとしたところ、すでに登記はまったくの他人であるKの名義となっていた。調べてみたら、Hが自らが単独所有することとなった旨の遺産分割協議を偽造し、H名義の登記を経由した上で、Kに乙土地を売却したことがわかった。この場合、GはKに対し、自己の所有権を主張することができるか、判例に従い、その法的根拠と合わせて述べなさい。またKが、以前からHとは顔見知りで、遺産分割協議の経緯もHを通じて知っており、市場価格よりも安価に乙土地を取得していた場合はどうか。

問題 2 以下の事例を読んで、小問 1 と小問 2 の各問につき、解答しなさい。

(事例)

Aは、BからBの所有ビル（以下「本件建物」という。）の1室（103号室）を月額25万円の賃料で借り受けることとした。AとBとが賃貸借契約を締結し、Aが103号室の鍵を受け取って入居の準備をしていたところ、103号室の収納場所数か所に、前の賃借人であるC所有の動産（以下「本件動産」という。）が大量に放置されており、そのままでは、Aの所有する動産を収納することが出来ないことが判明した。

AがBに問い合わせたところ、BはCの転居先通知を受けており、Cに連絡してみしてほしい、自分はそんなことは知らないから、そちらで対応してほしいとのことであった。しかしながら、AがCに尋ねてみたところ、「持っていかないで捨てる物があれば、そのまま置いていってよい。」とBから言われたとのことであった。

AがBに確認したところ、Bは全くそんなことは言っていないとのことである。再度確認したところ、Aは、本件動産につき、Cから「Bが置いていってよいとは言わなかったというのであれば、適当に捨てておいてほしい。」と言われた。Aは入居を急ぐ必要があるため、業者に頼んで本件動産を廃棄処分にするかどうか迷っている。

小問 1

- (1) Aは、本件動産の除去をBに請求することができるか、解答しなさい。
- (2) Aは、本件動産の除去をCに請求することができるか、解答しなさい。

小問 2

- (1) Aが本件動産の廃棄処分費用として金15万円を支払ったとすると、AはBに対してその15万円を請求できるか、解答しなさい。
- (2) Aが廃棄処分費用を支出した直後に、Bが本件建物をDに売却した場合、AはDに対して本件動産の廃棄処分費用である15万円を請求できるか、解答しなさい。